

戸田市防災減災基金条例（案）

（設置）

第1条 災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するために市が実施する防災及び減災事業の資金に充てるため、戸田市防災減災基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、防災及び減災に関する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。